

市区町村別集計項目(推進体制等)

愛媛県	
市区町村数	20

都道府県コード	市区町村コード	市区町村名	担当課(室)名	所属	事務所	庁内連絡会議の有無	諮問機関の有無	男女共同参画に関する条例			男女共同参画に関する計画 (2021年4月1日現在で有効なもの)					
								有		無	有			無		
								条例名称	公布日(西暦)	施行日(西暦)	現在の状況	計画名称	計画期間	女性活躍推進法との関係	計画策定の方法	現在の状況
						13	11	6				20				
38	201	松山市	市民生活課	1	2	1	1	松山市男女共同参画推進条例	2003年7月4日	2003年9月1日	0	松山市男女共同参画基本計画	2017年4月1日 ~ 2023年3月31日	1	1	
38	202	今治市	人権啓発室	1	2	1	1	今治市男女共同参画推進条例	2006年6月30日	2006年6月30日	0	今治市男女共同参画計画~いきいきひとプラン~	2020年4月1日 ~ 2030年3月31日	1	1	
38	203	宇和島市	企画情報課	1	2	1	1	宇和島市男女共同参画推進条例	2006年10月4日	2006年10月4日	0	第3次宇和島市男女共同参画基本計画	2018年4月1日 ~ 2028年3月31日	1	1	
38	204	八幡浜市	政策推進課	1	2	1	1				0	第2次八幡浜市男女共同参画計画	2017年4月1日 ~ 2027年3月31日	1	1	
38	205	新居浜市	男女共同参画課	1	1	1	1	新居浜市男女共同参画推進条例	2003年7月1日	2003年10月1日	0	第3次新居浜市男女共同参画計画	2021年4月1日 ~ 2031年3月31日	0	0	
38	206	西条市	総務課	1	2	1	1				0	第2次西条市男女共同参画計画 わたしを活かす・地域をいかす	2016年4月1日 ~ 2026年3月31日	1	1	
38	207	大洲市	企画情報課	1	2	1	1	大洲市男女共同参画推進条例	2005年1月11日	2005年1月11日	0	第2次大洲市男女共同参画推進計画	2016年4月1日 ~ 2026年3月31日	1	1	
38	210	伊予市	市民協働推進室	1	2	0	0				0	第2次伊予市男女共同参画基本計画	2017年4月1日 ~ 2027年3月31日	1	1	
38	213	四国中央市	地域振興課	1	2	1	1				3	第2次四国中央市男女共同参画計画	2015年4月1日 ~ 2025年3月31日	1	1	
38	214	西予市	人権啓発課	1	2	1	0				0	第2次西予市男女共同参画基本計画	2018年3月1日 ~ 2028年3月31日	1	1	
38	215	東温市	総務課	1	2	1	0				0	第2次東温市男女共同参画計画	2016年4月1日 ~ 2026年3月31日	1	1	
38	356	上島町	住民課	1	2	0	1				0	第2次上島町男女共同参画推進計画	2021年4月1日 ~ 2031年3月31日	1	1	
38	386	久万高原町	総務課	1	2	1	1				0	第2次久万高原町男女共同参画推進計画	2021年4月1日 ~ 2031年3月31日	1	1	
38	401	松前町	総務課	1	2	0	0				0	第2次男女共同参画計画・まさき	2014年4月1日 ~ 2024年3月31日	1	1	
38	402	砥部町	企画政策課	1	2	1	1				0	第2次砥部町男女共同参画計画	2021年4月1日 ~ 2031年3月31日	1	1	
38	422	内子町	総務課	1	2	0	0				0	第3次内子町男女共同参画基本計画	2020年4月1日 ~ 2030年3月31日	0	1	
38	442	伊方町	総務管理室	1	2	0	0				0	第2次伊方町男女共同参画基本計画	2020年4月1日 ~ 2030年3月31日	1	1	
38	484	松野町	ふるさと創生課	1	2	0	0				0	第2次森の国まつりの男女共同参画基本計画	2019年11月1日 ~ 2024年3月31日	1	1	
38	488	鬼北町	企画振興課	1	2	0	0	鬼北町男女共同参画推進条例	2007年3月20日	2007年3月20日	0	第3次鬼北町男女共同参画基本計画	2019年4月1日 ~ 2024年3月31日	1	1	
38	506	愛南町	企画財政課	1	2	1	0				0	第3次愛南町男女共同参画推進計画	2021年4月1日 ~ 2027年3月31日	1	1	

<選択肢回答>

- | | | | | |
|---|-----------------------------|---|--|---|
| 所属
1 首長部局
2 教育委員会 | 庁内連絡会議
1 有
0 無 | 男女共同参画に関する条例
現在の状況
1 2022年3月末までの制定を目途に検討中
2 2021年度以降の制定を目途に検討中
3 その他
0 検討していない | 男女共同参画に関する計画
女性活躍推進法の推進計画との関係
1 一体
0 一体でない
計画の策定方法
1 単独計画として策定
0 総合計画の一部として策定 | 現在の状況
1 策定に向け検討中
0 策定予定がない、検討していない |
| 事務所
1 男女共同参画・女性等を名称に冠した専管課
2 1ではない | 諮問機関
1 有
0 無 | | | |

都道府県コード	市区町村コード	市区町村名	男女共同参画・女性のための総合的な施設(2021年4月1日現在で開設済の施設)						施設形態		管理・運営主体						
			名称	愛称・通称	郵便番号	所在地等 住所	電話番号	FAX番号	ホームページ	単独	複合	施設管理			事業運営		
												直営	指定管理者	その他	直営	指定管理者	その他
			2						1	1	0	2	0	0	2	0	
38	201	松山市	松山市男女共同参画推進センター	コムズ	790-0003	松山市三番町六丁目4番地20	089-943-5777	089-943-0460	https://www.coms.or.jp/coms		○		○			○	
38	202	今治市															
38	203	宇和島市															
38	204	八幡浜市															
38	205	新居浜市	新居浜市立女性総合センター	新居浜ウイメンズ プラザ	792-0811	愛媛県新居浜市庄内町四丁目4番19号	0897-37-1700	0897-37-1152	https://www.niihama.or.jp/03/	○			○			○	
38	206	西条市															
38	207	大洲市															
38	210	伊予市															
38	213	四国中央市															
38	214	西予市															
38	215	東温市															
38	356	上島町															
38	386	久万高原町															
38	401	松前町															
38	402	砥部町															
38	422	内子町															
38	442	伊方町															
38	484	松野町															
38	488	鬼北町															
38	506	愛南町															

都 道 府 県 コ ー ド	市 区 町 村 コ ー ド	市 区 町 村 名	男女共同参画・女性のための総合的な施設 (2021年4月1日現在で開設済の施設)															
			名 称	設立年月日	職員数(人)		予算額 (千円)	主 な 事 業										その他
					常勤	非常勤		広報啓発	講座	相談事業	情報収集・提供	苦情処理	交流促進	企業・NPOとの連携	国際交流	調査研究		
			2				1	2	2	2	0	2	1	0	1			
38	201	松山市	松山市男女共同参画推進センター	2000年2月1日	17	1	96,020	○	○	○	○		○	○		○	貸館業務	
38	202	今治市																
38	203	宇和島市																
38	204	八幡浜市																
38	205	新居浜市	新居浜市立女性総合センター	1990年4月1日	4	2	19,613		○	○	○		○				結婚相談、支援	
38	206	西条市																
38	207	大洲市																
38	210	伊予市																
38	213	四国中央市																
38	214	西予市																
38	215	東温市																
38	356	上島町																
38	386	久万高原町																
38	401	松前町																
38	402	砥部町																
38	422	内子町																
38	442	伊方町																
38	484	松野町																
38	488	鬼北町																
38	506	愛南町																

都道府県コード	市区町村コード	市区町村名	男女共同参画に関する宣言				首長、自治会長等の状況														
			宣言年月日	宣言名称	宣言の形態	市区長数	うち女性市区長数	女性比率(%)	副市区長数	うち女性副市区長数	女性比率(%)	町村長数	うち女性町村長数	女性比率(%)	副町村長数	うち女性副町村長数	女性比率(%)	自治会長数	うち女性自治会長数	女性比率(%)	
				1			11	0	0.0	13	0	0.0	9	0	0.0	9	0	0.0	3,327	200	6.0
38	201	松山市				1	0	0.0	2	0	0.0							971	92	9.5	
38	202	今治市				1	0	0.0	1	0	0.0							27	0	0.0	
38	203	宇和島市				1	0	0.0	1	0	0.0							506	20	4.0	
38	204	八幡浜市				1	0	0.0	1	0	0.0							94	4	4.3	
38	205	新居浜市	2000年8月5日	男女共同参画都市宣言 女(ひと)と男(ひと)ともにいきいき新居浜宣言	2	1	0	0.0	2	0	0.0							301	23	7.6	
38	206	西条市				1	0	0.0	1	0	0.0							530	34	6.4	
38	207	大洲市				1	0	0.0	1	0	0.0							33	1	3.0	
38	210	伊予市				1	0	0.0	1	0	0.0							50	1	2.0	
38	213	四国中央市				1	0	0.0	1	0	0.0										
38	214	西予市				1	0	0.0	1	0	0.0							325	9	2.8	
38	215	東温市				1	0	0.0	1	0	0.0							35	3	8.6	
38	356	上島町										1	0	0.0	1	0	0.0	6	0	0.0	
38	386	久万高原町										1	0	0.0	1	0	0.0	200	9	4.5	
38	401	松前町										1	0	0.0	1	0	0.0	23	0	0.0	
38	402	砥部町										1	0	0.0	1	0	0.0	58	2	3.4	
38	422	内子町										1	0	0.0	1	0	0.0	41	2	4.9	
38	442	伊方町										1	0	0.0	1	0	0.0	53	0	0.0	
38	484	松野町										1	0	0.0	1	0	0.0	10	0	0.0	
38	488	鬼北町										1	0	0.0	1	0	0.0	6	0	0.0	
38	506	愛南町										1	0	0.0	1	0	0.0	58	0	0.0	

<選択肢回答>
 男女共同参画に関する宣言
 宣言の形態
 1 首長声明
 2 議会の議決
 3 庁内連絡会議の決定
 4 その他

調査表4-4

市区町村別集計項目(審議会委員への女性の登用)No2(広域圏で設置している審議会等)

愛媛県

都道府県	市区町村名	目標設定の対象である審議会等の目標及び現状値						目標設定の対象である審議会等の範囲				地方自治法(第202条の3)に基づく審議会等における登用状況				地方自治法(第180条の5)に基づく委員会等における登用状況				(再掲)市町村防災会議(委員のみ)			(再掲)市町村防災会議(会長を含む)		
		目標値(%)	目標年度	審議会等数	うち女性委員数	総委員数	うち女性委員数	女性比率(%)	審議会等数	うち女性委員数	総委員数	うち女性委員数	女性比率(%)	委員会等数	うち女性委員数	総委員数	うち女性委員数	女性比率(%)	総委員数	うち女性委員数	女性比率(%)	総委員数	うち女性委員数	女性比率(%)	
								2	1	41	8	19.5	1	0	4	0	0.0								
	松山市							0	0	0	0		0	0	0	0									
	今治市							0	0	0	0		0	0	0	0									
	宇和島市							0	0	0	0		0	0	0	0									
	八幡浜市							0	0	0	0		0	0	0	0									
	新居浜市							0	0	0	0		0	0	0	0									
	西条市							0	0	0	0		0	0	0	0									
	大洲市							0	0	0	0		0	0	0	0									
	伊予市							2	1	41	8	19.5	0	0	0	0									
	四国中央市							0	0	0	0		0	0	0	0									
	西予市							0	0	0	0		0	0	0	0									
	東温市							0	0	0	0		0	0	0	0									
	上島町							0	0	0	0		0	0	0	0									
	久万高原町							0	0	0	0		0	0	0	0									
	松前町							0	0	0	0		0	0	0	0									
	砥部町							0	0	0	0		0	0	0	0									
	内子町							0	0	0	0		0	0	0	0									
	伊方町							0	0	0	0		0	0	0	0									
	松野町							0	0	0	0		0	0	0	0									
	鬼北町							0	0	0	0		0	0	0	0									
	愛南町							0	0	0	0		1	0	4	0	0.0								

都 道 府 県	市 区 町 村	職員の通称又は旧姓の使用を認めていますか。	市区町村議会の議員の両立支援体制に関する調査													
			問1 議員の出産を欠席事由として明記した規定(産休を含む)があるか。	問2 問1で、1.を選択した場合、「欠席事由として明記した規定」はいつ制定されたか。	問3 問1で1.を選択した場合、取得することが可能な休業期間は、次のうちどれか。	問4 問1で1.を選択した場合、出産に係る産前産後期間に明記はあるか。	問5 問4で1.を選択した場合、該当部分の条文(本文)を記入してください。	問6 問1で1.を選択した場合、休暇期間の報酬について減額の規定はあるか。	問7 問6で1.を選択した場合、該当部分の条文(本文)を記入してください。	問8 議員の仕事と生活の両立の観点からの欠席事由について、以下の事由について1~4のいずれか一つに○をつけてください。 1. 明記した規定がある 2. 明記した規定はないが、運用上認めている 3. 明記した規定がなく、運用上も認めていない 4. 明記した規定がなく、過去に事例が無い						
コ ロ ニ イ ド	市 名	1. 明記した規定があり、認められている。 2. 明記した規定はないが、運用上認めている。 3. 明記した規定がなく、運用上も認めていない。 4. 明記した規定がなく、過去に事例が無い。	議 会 名	1. 明記した規定がある。 2. 2014年度以降 2. 2015年度以降	1. 労働基準法65条の期間よりも短い。 2. 労働基準法65条の期間以上である。 3. 期間の定めはない。	1. 明記した規定がある。 2. 明記した規定はない。 3. その他	1. あり 2. なし 3. その他	その他具体例	配偶者の 出産	育児	家族の 看護	家族の 介護	疾病	その他		
38	## 新居浜市	1	新居浜市議員旧姓使用取扱要綱 ○新居浜市議員旧姓使用取扱要綱(施行) 第1条 この要綱は、婚姻、養子縁組その他の事由により戸籍上の氏を改めた議員(非常勤議員及び臨時的に任用された議員を含む。以下「議員」という。)が、改姓前の戸籍上の氏(以下「旧姓」という。)を職において使用する場合の手続等に關し、必要な事項を定めるものとする。 (旧姓使用の承認の申請) 第2条 議員は、旧姓を使用しようとするときは、旧姓使用承認申請書(第1号様式)により、あらかじめ市長の承認を受けなければならない。 2 前項の旧姓使用承認申請書は、新居浜市議員の職務等に關する規程(昭和三十五年(昭和50年)第10条の届出書類)添えて所属長を経て人事担当課長に提出するものとする。 (承認) 第3条 市長は、前条第1項の申請があった場合において、当該申請に係る旧姓の使用により職務遂行上支障がないと認めるときは、当該申請に係る旧姓の使用を承認するものとする。 2 市長は、前項の規定により旧姓の使用を承認したときは、所属長を経て速やかにその旨を当該承認を受けた職員(以下「旧姓使用職員」という。)に対して旧姓使用承認通知書(第2号様式)により通知するとともに、旧姓使用職員台帳(第3号様式)に変更するものとする。 (旧姓を使用できる文書等) 第4条 旧姓使用職員が旧姓を使用することができる文書等(以下「旧姓使用文書等」という。)は、特別の法律関係を生じさせるおそれのない文書等のうち旧姓の使用により職務の遂行に支障がないと認められるもので、次の各号に該当するものとする。 (1) 職に必要が認められたもの (2) 専ら職場内で使用され、職員の同一性の確認が容易にできる内容のもの (3) 職務の遂行に支障を生じさせるおそれなく、職員の同一性の確認が容易にでき、他の団体に影響を与えないもの (4) 各号に掲げるもののほか所属長が適当と認めるもの (旧姓使用の取りやめの承認等) 第5条 旧姓使用職員が旧姓の使用を取りやめようとするときは、あらかじめ、旧姓使用取りやめ承認申請書(第4号様式)により市長の承認を受けなければならない。 2 前項の旧姓使用取りやめ承認申請書は、所属長を経て人事担当課長に提出するものとする。 3 市長は、第1項の申請があった場合において、職務遂行上支障がないと認めるときは、当該申請に係る旧姓の使用の取りやめについて承認するものとする。 4 市長は、前項の規定により旧姓使用の取りやめを承認したときは、所属長を経て速やかにその旨を当該旧姓使用職員に対して、旧姓使用取りやめ承認通知書(様式第5号)により通知するものとする。 (旧姓使用職員等の義務) 第6条 旧姓使用職員は、旧姓を使用するに当たっては、常に市民に対して、又は職場内において混乱や誤解を生じさせないように努めなければならない。 2 所属長は、所属職員の旧姓の使用に關し適切な運用が図られるように努めなければならない。 (承認の取消) 第7条 市長は、旧姓使用職員が前条第1項の義務を怠り、市民に対して若しくは職場内において混乱や誤解を生じさせた場合又は職務遂行上支障が生じたと認めるときは、当該職員が旧姓の使用の承認を取り消すことができる。 (委任) 第8条 この要綱に定めるもののほか、旧姓の使用に關し必要な事項は、人事担当課長が別に定める。 附 則 (施行期日) 1 この要綱は、平成12年11月2日から施行する。 (経過措置) 2 この要綱の施行の日前に、婚姻等により戸籍上の氏を改めた議員が旧姓を使用しようとするものは、この要綱の施行の日から平成12年11月30日までの間に限り、第2条の旧姓の使用の申請をすることができるものとする。	新居浜市議会	1	2	2	1	2		1	1	1	1	1	1

都 道 府 県	市 区 町 村	職員の通称又は旧姓の使用を認めていますか。	市区町村議会の議員の両立支援体制に関する調査																
			問1	問2	問3	問4	問5	問6	問7	問8									
			議員の出産を欠席事由として明記した規定(産休を含む)があるか。	問1で1.を選択した場合、「欠席事由として明記した規定」はいつ制定されたか。	問1で1.を選択した場合、取得することが可能な休業期間は、次のうちどれか。	問1で1.を選択した場合、出産に係る産前産後期間の明記はあるか。	問1で1.を選択した場合、当該部分の条文(本文)を記入してください。	問1で1.を選択した場合、休職期間の報酬について減額の規定はあるか。	問6で1.を選択した場合、当該部分の条文(本文)を記入してください。	議員の仕事と生活の両立の観点からの欠席事由について、以下の事由について1~4のいずれか一つに○を付けてください。 1. 明記した規定がある 2. 明記した規定はないが、運用上認めている 3. 明記した規定がなく、運用上も認めていない 4. 明記した規定がなく、過去に事例が無い									
1. 明記した規定があり、認めている。 2. 明記した規定はないが、運用上認めている。 3. 明記した規定がなく、運用上も認めていない。 4. 明記した規定がなく、過去に事例が無い。	左記で、1.を選択した場合該当部分の条文(本文)を記入してください。	1. 明記した規定がある。 2. 明記した規定はないが、運用上認めている。 3. その他(欠席の例がない、不明等)	1. 2014年度以降 2. 2015年度以降	1. 労働基準法65条の産前産後の就業制限の期間以上である。 2. 労働基準法65条の産前産後の就業制限の期間より短い。 3. 期間の定めはない。	1. 明記した規定がある。 2. 明記した規定はない。 3. その他	1. あり 2. なし 3. その他	その他具体例	配偶者の 出産	育児	家族の 看護	家族の 介護	疾病	その他						
			西条市議員の旧姓使用に関する取扱要綱 第2条 旧姓を使用することができる文書等は、旧姓を使用してはならない旨を記載する文書等が、かつ職務遂行上支障がないと認められる文書等とし、おおむね別表に掲げる基準に該当するものとする。 2 公権力の行使に係る文書、職員の身分関係を規定する文書その他職務遂行上又は事務処理上、署名や捺印を必要とするおそれのある文書等については、旧姓を使用することはできない。 別表(第2条関係) 旧姓を使用することができる文書等 1 基準 外的に使用されることはあるが、単に氏名の記載にとどまるもの等、特別な法律関係を生じさせないもの (1) 名刺 (2) 名刺 (3) 職員名簿、電話番号簿及び産歴表 2 職員の権利又は義務に關する文書等であり、職員の同一性の確認が容易にでき、旧姓使用を原因とする係争が起きるおそれがないもの (1) 出勤簿 (2) 休暇簿 (3) 時間外勤務命令書 (4) 職歴事項変更届 (5) 営利企業等従事許可申請書 (6) 職務専念義務免除届 3 専ら職務遂行で使用している文書等であり、職員の同一性を確認できる内容のもの (1) 起家文書の起家者の氏名及び押印 (2) 家族、留置文書等に係る押印 (3) 業務分担表 (4) 事務引継書 (5) グループウェアの登録氏名 4 その他法会上特別な効果を生じるおそれのないもの (1) 研究論文等の発表、講演等 (2) 所属長が適当と認める軽易な文書等	西条市議会	1	2	2	1			2			1	1	1	1	1	1
			大洲市議員の旧姓使用に関する要綱 第1条 この要綱は、職員(臨時任用職員及び非常勤職員を含む、以下同じ。)が婚姻、養子縁組その他の事由(以下「婚姻等」という。)により、戸籍上の氏(以下「旧姓」という。)を使用することに関する事項を定めるものとする。 第2条 職員は、旧姓を使用しようとするときは、旧姓使用承認申請書により市長に申請し、その承認を受けなければならない。 2 市長は、旧姓の使用を承認したときは、旧姓使用承認通知書により、当該職員に通知するものとする。	大洲市議会	1	2	2	1			2			1	1	1	1	1	1
			伊予市議員旧姓使用取扱要綱 第1条 この要綱は、職員が婚姻、養子縁組その他の事由(以下「婚姻等」という。)により、戸籍上の氏(以下「旧姓」という。)を使用することに關し、必要な事項を定めるものとする。 (第2条関係) 第3条 職員は、別表第1に掲げる文書等において、旧姓を使用することができる。	伊予市議会	1	2	2	1			2			1	1	1	1	1	1

都 道 府 県	市 区 町 村	市 区 町 村 名	職員の通称又は旧姓の使用を認めていますか。	市区町村議会の議員の両立支援体制に関する調査													
				問1	問2	問3	問4	問5	問6	問7	問8						
				議員の出産を欠席事由として明記した規定(産休を含む)があるか。	問1で、1.を選択した場合、「欠席事由として明記した規定」はいつ制定されたか。	問1で1.を選択した場合、「欠席事由として明記した規定」は、次のうちどれか。	問1で1.を選択した場合、出産に係る産前産後期間の明記はあるか。	問4で1.を選択した場合、該当部分の条文(本文)を記入してください。	問1で1.を選択した場合、休職期間の報酬について減額の規定はあるか。	問6で1.を選択した場合、該当部分の条文(本文)を記入してください。	議員の仕事と生活の両立の観点からの欠席事由について、以下の事由について1~4のいずれか一つに○をつけてください。 1. 明記した規定がある 2. 明記した規定はないが、運用上認めている 3. 明記した規定が無く、運用上も認めていない 4. 明記した規定が無く、過去に事例が無い						
1. 明記した規定があり、認めている。 2. 明記した規定はないが、運用上認めている。 3. 明記した規定が無く、運用上も認めていない。 4. 明記した規定が無く、過去に事例が無い。	左記で、1.を選択した場合該当部分の条文(本文)を記入してください。	議 会 名	1. 明記した規定がある。 2. 明記した規定はないが、運用上認めている。 3. その他(欠席の例がない、不明等)	1. 2014年度以降 2. 2015年度以降	1. 労働基準法65条の産前産後の就業制限の期間以上である。 3. 期間の定めはない。	1. 明記した規定がある。 2. 明記した規定はない。 3. その他	1. あり 2. なし 3. その他	その他具体例	配偶者の 出産	育児	家族の 看護	家族の 介護	疾病	その他			
38	##	上島町	(手続) 第3条 議員は、旧姓を文書等に使用しようとするときは、旧姓使用承認申請書(様式第1号)を任命権者に提出しなければならない。 (承認) 第4条 任命権者は、前条の申請があった場合において、職務遂行上及び事務処理上支障がないと認めるときは、当該申請を承認し、旧姓使用承認書(様式第2号)により所屬長を経て、申請をした議員に通知するものとする。 2 任命権者は前項に定める承認をしようとするときは、申請をした議員から必要に応じて改姓前及び改姓後の氏を証明する書類の提出を求めることができる。 3 任命権者は、旧姓使用職員台帳(様式第3号)を承認し、前項の規定による承認を行ったときは、これに登録するものとする。 (旧姓使用の範囲) 第5条 前条第1項の通知を受けた議員は、文書等に旧姓を使用することができる。ただし、次の各号のいずれかに該当するものについてはこの限りではない。 (1) 公権力の行使に関するもの (2) 他の機関等に影響を及ぼすおそれのあるもの (3) 議員の身分関係に関するもので、法令等に基づくもの (4) 電算システムの変更が必要となるもの (5) 前各号に掲げるもののほか、職務遂行上誤解や混乱をまねくおそれのあるもの (使用の取消及び中止) 第6条 任命権者は、職務遂行上又は事務処理上支障があると認めるときは、第4条第1項の承認を取り消すことができる。 2 旧姓を使用している議員は、旧姓の使用を中止しようとするときは、旧姓使用中止届出書(様式第4号)を任命権者に提出しなければならない。 3 前2項の規定により旧姓の使用を取り消され又は使用の中止を届け出た者は、特段の事情なく文書等に旧姓を使用してはならない。 (責務) 第7条 任命権者は、旧姓使用の適正な管理に努めなければならない。 2 所屬長は、所屬議員の旧姓の使用に適切で運用が図られるよう努めなければならない。 3 旧姓を使用する議員は、旧姓を使用するに当たって、常に所長、職員等に誤解や混乱が生じないように努めなければならない。 (その他必要事項) 第8条 この要綱に定めるもののほか、旧姓の使用に関し必要な事項は、別に定める。 附 則 この要綱は、令和元年7月1日から施行する。	久万高原町議会	1	2	2	1	久万高原町議会会議規則 第2条 議員は、事故公務、傷病、出産、育児、看護、介護、配偶者の出産補助その他のやむを得ない事由のため出席できないときは、その理由を付け、当日の開議時刻までに議長に届け出なければならない。 2 議員前項の規定にかかわらず、議員が出産のため出席できないときは、日数を定めて出席予定日の6週間(多胎妊娠の場合にあつては、14週間)前の日から当該出席の日まで連続経過する日までの範囲内において、その期間を明らかにして、あらかじめ議長に欠席届を提出することができる。	2							
38	##	久万高原町	4	久万高原町議会	1	2	2	1	久万高原町議会会議規則 第2条 議員は、事故公務、傷病、出産、育児、看護、介護、配偶者の出産補助その他のやむを得ない事由のため出席できないときは、その理由を付け、当日の開議時刻までに議長に届け出なければならない。 2 議員前項の規定にかかわらず、議員が出産のため出席できないときは、日数を定めて出席予定日の6週間(多胎妊娠の場合にあつては、14週間)前の日から当該出席の日まで連続経過する日までの範囲内において、その期間を明らかにして、あらかじめ議長に欠席届を提出することができる。	2							

調査時点	議会関係は2021年7月1日(その他2021年4月1日)
------	------------------------------

都 道 府 県	市 区 町 村	市区町村議会の議員の両立支援体制に関する調査											地域防災計画や避難所運営に関する指針(手引き・ガイドラインを含む)に、男女共同参画担当部局又は男女共同参画センターの具体的な役割が明確に位置づけられているか。		
		問9 議員の利用することのできる保育施設等が議会に設置または提供されているか。	問10 議員の利用することのできる授乳室等が議会に設置または提供されているか。	問11 議会におけるハラスメント防止に関する取組を行っているか。	問12 問11で1.を選択した場合、行っている取組は、次のうちどれか。	問13 問12で、1.を選択した場合該当部分の案文(本文)を記入してください。	問14 男女共同参画に関する研修(ハラスメント防止に関するもの以外)を行っているか。	問15 議会において、通報又は旧姓の使用を認めていますか。	問16 問15で、1.を選択した場合該当部分の案文(本文)を記入してください。	問17 政治分野の男女共同参画のために実施していることがあればご記入ください。					
		1. 人員及び場所の設置または提供がされている。(臨時のものも含む) 2. 保育に必要な場所の設置または提供がされている。(臨時のものも含む) 3. 設置または提供する予定である。 4. なし	1. 専用の場所が設置されている。(常設) 2. 授乳室に必要な場所の設置または提供がされている。(臨時のものも含む) 3. 設置または提供する予定である。 4. なし	1. 行っている。 2. 行っていないが、今後取組む予定である。 3. 行っておらず、今後取組む予定もない。	へ防1 倫止 理にハ あ規関ラ る定すス 等るメ 〜規ン が定ト	相に2 談関 すハ 、ロるラ 、窓すハ い修開ラ るをすス 行るメ つ議ン て員ト	向防3 け止 、研にハ い修開ラ るをすス 行るメ つ議ン て員ト	4 ・ そ の 他	その他内容	1. 行っている。 2. 行っていないが、今後取組む予定である。 3. 行っておらず、今後、取組む予定もない。	1. 明記した規定があり、認めている。 2. 明記した規定はないが、運用上認めている。 3. 明記した規定がなく、運用上も認めない。 4. 明記した規定がなく、過去に使用した事例も判断したこともない。	問15で、1.を選択した場合該当部分の案文(本文)を記入してください。	政治分野の男女共同参画のために実施していることがあればご記入ください。	1. 位置づけられた規定がある。 2. 位置づけられていない。 3. その他(不明等)	左記で、1.を選択した場合該当部分の規定を記入してください。
		1	2	4	3	0	0	0			1	7		0	
		0	2	7	0	0	0	0			8	1		19	
		0	0	9	0	0	1	0			11	0		1	
		19	16	0	0	0	0	0			0	12			
38	##	松山市	1	1	1	1					1	2		2	
38	##	各治市	4	4	2						2	4		2	
38	##	宇和島市	4	4	1	1				2	1			2	
38	##	八幡浜市	4	4	3					3	4			2	
38	##	新居浜市	4	4	3					3	1			2	
38	##	西条市	4	2	3					3	1			2	

都 道 府 県	市 区 町 村	市区町村議会の議員の両立支援体制に関する調査											地域防災計画や避難所運営に関する指針(手引き・ガイドラインを含む)に、男女共同参画担当部局又は男女共同参画センターの具体的な役割が明確に位置づけられているか。
		問9 議員の利用することのできる保育施設等が議会に設置または提供されているか。	問10 議員の利用することのできる授乳室等が議会に設置または提供されているか。	問11 議会におけるハラスメント防止に関する取組を行っているか。	問12 問11で1.を選じた場合、行っている取組は、次のうちどれか。	問13 問12で、1.を選じた場合該当部分の条文(本文)を記入してください。	問14 男女共同参画に関する研修(ハラスメント防止に関するもの以外)を行っているか。	問15 議会において、通称又は旧姓の使用を認めていますか。	問16 問15で、1.を選じた場合該当部分の条文(本文)を記入してください。	問17 政治分野の男女共同参画のために実施していることがあればご記入ください。			
	村 コ イ ド	1. 人員及び場所の設置または提供がされている。(臨時のものを含む) 2. 保育に必要な場所の設置または提供がされている。(臨時のものを含む) 3. 設置または提供する予定である。 4. なし	1. 専用の場所が設置されている。(常設) 2. 授乳等に必要な場所の設置または提供がされている。(臨時のものを含む) 3. 設置または提供する予定である。 4. なし	1. 行っている。 2. 行っていないが、今後取組む予定である。 3. 行っておらず、今後取組む予定もない。	<ul style="list-style-type: none"> ① 防1 倫止 ② 相に2 談関 ③ 向防3 け止 ④ 研にハ 研にハ ⑤ 口を講メ 口を講メ ⑥ 置向メ 置向メ ⑦ 定ト 定ト 	4 ・ そ 他 その他内容	1. 行っている。 2. 行っていないが、今後取組む予定である。 3. 行っておらず、今後、取組む予定もない。	1. 明記した規定があり、認めている。 2. 明記した規定はないが、運用上認めている。 3. 明記した規定がなく、運用上も認めていない。 4. 明記した規定がなく、過去に使用した事例も判断したこともない。			1. 位置づけられた規定がある。 2. 位置づけられていない。 3. その他(不明等)	左記で、1.を選じた場合該当部分の規定を記入してください。	
38	## 大洲市	4	4	2				3	1		大洲市議会議員の通称名等の使用取扱要綱 第2条 議員は、次の各号に掲げる場合において、各号に定める通称名等を使用することができる。 (1)公職選挙法施行令(昭和25年政令第80号)第69号第5項において準用する同令第88条第8項の規定により認定を受けた場合 当該認定を受けた通称名 (2)婚姻、養子縁組等の事由により氏に変更があった場合 変更前の氏	2	
38	## 伊予市	4	4	2				2	1		伊予市議会議員の旧姓の使用に関する取扱要綱 (承認) 第3条 議員は、議長の承認を受けたときは、次に掲げる事項を除き、旧姓を使用することができるものとする。 ① 履歴に関する届出書類 ② 経歴書 ③ 報酬、費用弁償及びその他支給に関する書類 ④ 源泉徴収票の記載 ⑤ 教位及び叙勲の申請 ⑥ 在職証明書等各種証明書 ⑦ 全国市議会議員共済会に加入する各種届出書類 ⑧ その他旧姓の使用によって業務上の混乱が生じるおそれがあると議長が判断するもの	2	
38	## 田中中央市	4	4	2				2	4			2	
38	## 美濃市	4	4	1				3				2	
38	## 東温市	4	2	3					3	1	東温市議会議員旧姓使用取扱要綱 (通告) 第1条 この訓令は、婚姻、養子縁組その他の事由により戸籍上の氏を改めた議員が、改正前の戸籍上の氏(以下「旧姓」という。)を議員活動において使用する場合の手続等に関し必要な事項を定めるものとする。 (承認) 第2条 議員は、議長の承認を受けたときは、次に掲げる事項を除き、旧姓を使用することができるものとする。 (1) 履歴に関する届出書類 (2) 経歴書 (3) 報酬 (4) 報酬・費用弁償・その他支給に関する書類 (5) 源泉徴収票の記載 (6) 教位・叙勲の申請 (7) 在職証明書等各種証明書 (8) 全国市議会議員互助会に関する各種届出書類 (9) その他旧姓の使用によって業務上の混乱が生じるおそれがあると議長が判断するもの	2	
38	## 上高野町	4	4	2					4			3	
38	## 久万高穂町	4	4	2					4			3	
38	## 松前町	4	4	3					4			2	
38	## 湯前町	4	4	3					4			2	
38	## 内子町	4	4	1	1				2	4	内子町政治倫理条例 (政治倫理基準) 第3条 町長等及び議員は、次に掲げる政治倫理基準を遵守しなければならない。 (3) 常に町民全体の利益をその指針として行動するものとし、その地位を利用していかなる営利も図らないこと。 (4) 町民全体の代表者として、その名譽及び品位を損なうような行為を慎み、その職務に関し、不正の疑惑を持たれるおそれのある行為をしないこと。 2 町長等及び議員は、前項の政治倫理基準に反する行為があるとの疑惑を持たれた場合は、自ら誠実な態度を持ってその疑惑を解明し、その責任を明らかにするように努めなければならない。	2	
38	## 津和野町	4	4	2					4			2	
38	## 松尾町	4	4	3					4			2	
38	## 黒北町	4	4	3					4			2	

都 道 府 県 市 町 村 コ ロ ニ イ ド	市 区 町 村 名	市区町村議会の議員の両立支援体制に関する調査											地域防災計画や避難所運営に関する指針(手引き・ガイドラインを含む)に、男女共同参画担当部局又は男女共同参画センターの具体的な役割が明確に位置づけられているか。		
		問9 議員の利用することのできる保育施設等が議会に設置または提供されているか。	問10 議員の利用することのできる授乳室等が議会に設置または提供されているか。	問11 議会におけるハラスメント防止に関する取組を行っているか。	問12 問11で1.を選じた場合、行っている取組みは、次のうちどれか。				問13 問12で、1.を選じた場合該当部分の本文(本文)を記入してください。	問14 男女共同参画に関する研修(ハラスメント防止に関するもの以外)を行っているか。	問15 議会において、通称又は旧姓の使用を認めていますか。	問16 問15で、1.を選じた場合該当部分の本文(本文)を記入してください。		問17 政治分野の男女共同参画のために実施していることがあればご記入ください。	
		1. 人員及び場所の設置または提供がされている。(臨時のものも含む) 2. 保育に必要な場所の設置または提供がされている。(臨時のものも含む) 3. 設置または提供する予定である。 4. なし	1. 専用の場所が設置されている。(常設) 2. 授乳等に必要な場所の設置または提供がされている。(臨時のものも含む) 3. 設置または提供する予定である。 4. なし	1. 行っている。 2. 行っていないが、今後取組む予定である。 3. 行っておらず、今後取組む予定もない。	へ防1 倫止・ 理にハ あ関 ら る定す 等メ)規 が定ト	相に2 談関・ 怒すハ 口を議 を議メ 置向ン しけト	向防3 け止・ 研にハ い修関 るをす 行るメ つ議 て員ト	4 ・ そ 他	その他内容	1. 行っている。 2. 行っていないが、今後取組む予定である。 3. 行っておらず、今後、取組む予定もない。	1. 明記した規定があり、認めている。 2. 明記した規定はないが、運用上認めている。 3. 明記した規定がなく、運用上認めている。 4. 明記した規定がなく、過去に使用した事例も判断したこともない。			1. 位置づけられた規定がある。 2. 位置づけられていない。 3. その他(不明等)	左記で、1.を選じた場合該当部分の規定を記入してください。
38	## 栗原町	4	1	2						2	1		2		
		<p>(注) 栗原町議会議員(以下「議員」という。)が議会において使用する氏名について、公職選挙法施行令附則23(政令第98号)第88条第5項及び第9項に規定する通称の使用が認定された氏名(以下「通称」という。)の使用又は議員が通称、妻字通称等の通称(以下「通称」という。)により戸籍の氏を改めた後引き続き、若しくは一定期間経過後通称等の前の戸籍の氏を使用することについて、必要な事項を定めるものとする。</p> <p>(旧姓通称名の使用) 議員は、議長の許可を受けたときは、次に掲げる事項を除き、通称名又は通称等の前の戸籍の氏(以下「旧姓通称名」という。)を使用することができるものとする。 (1) 履歴に関する届出書類 (2) 議員証明書 (3) 経歴書 (4) 報酬、費用弁償及びその他支給に関する書類 (5) 選挙権行使の名簿 (6) 叙位及び叙勲の申請 (7) 在職証明書各種証明書 (8) 全国町村議会議員共済会に関する各種届出書類 (9) その他通称名等の使用によって実務上の混乱が生じる恐れがあると議長が判断するもの(旧姓通称名使用の申請等) 議員は、旧姓通称名を使用しようとするときは、旧姓通称名使用申請書(様式第1号)を議長に提出し許可を得なければならない。 議長は、前項の申請書の提出があった場合において、議会運営委員会に諮り、議会の会期における議事整理上、又は議員としての活動上支障がないと許可したときは、旧姓通称名使用許可通知書(様式第2号)により、当該議員に通知するものとする。 (旧姓通称名使用の中止) 通称名等を使用している議員が、その使用を中止しようとするときは、旧姓通称名使用中止届出書(様式第3号)を議長に提出しなければならない。 (責務) 旧姓通称名を使用する議員は、使用するに当たって、議員活動及びその関連する事務等に誤解や混乱が生じないように努めなければならない。</p>													